令和8年度庄内町職員採用試験（追加募集）受験案内

【社会人行政・上級行政・初級行政】

令和8年11月

○受付期間　令和8年11月9日（金）～令和８年12月15日（火）
○試 験 日　令和9年１月17日（日） ※第１次試験
○申込手続　①オンライン申請
　　②書面申請（持参又は郵送）
○問合せ先　〒999-7781　山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地１
　　庄内町役場総務課総務係
　　TEL：0234-42-0128
　　Email：somukakari@town.shonai.yamagata.jp

１　募集職種、受験資格、採用予定人数

（1）共通事項

次のいずれかに該当する方は受験できません。

①日本国籍を有しない方

②地方公務員法第16条に該当する方

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

（2）募集職種及び受験資格

職種	受験資格	採用予定人数
社会人行政 （社会人経験枠）	平成3年4月2日以降に生まれた方で、大学又は高校を卒業後、社会人としての職務経験が同一組織において3年以上ある方（令和8年10月31日現在）	若干名
上級行政 （大学卒業程度）	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業見込みの方	若干名
初級行政 （高校卒業程度）	平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、高校を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業見込みの方（上級行政の受験資格を満たす方は、受験できません。）	若干名

※「大学」とは、学校教育法による大学（短期大学を除く）をいいます。

2 試験日、試験内容、試験会場

	試験日程	試験内容	試験会場
第１次試験	１月17日(日)	教養試験、職場適応性検査	庄内町役場
第２次試験	２月　7日(日)	作文試験、個人面接試験	

●第1次試験の内容

試験科目	試験時間	試験内容
教 養 試 験	120 分	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
職場適応性検査	20 分	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査

●第2次試験の内容

第1次試験の合格者にお知らせします。

3 受験申込手続

受験申込書の請求	(1)庄内町役場総務課総務係のほか総合案内、立川総合支所総合支所係で配布します。 (2)庄内町ホームページからもダウンロードできます。 (http://www.town.shonai.lg.jp/) △町 HP
申 込 方 法	次のいずれかによりお申込みください。 (1)オンライン申請の場合 庄内町公式ホームページの受験申込フォーム(社会人行政は職歴も入力)へ必要事項を入力、顔写真をアップロードの上お申し込みください。 △申込み (2)持参又は郵送により提出する場合 受験申込書(社会人行政は職歴申告表も)に必要事項を記入し、写真を貼付して提出してください。郵送の場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きし、一般書留郵便としてください。 【提出先】 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1 庄内町役場総務課総務係いずれの場合も、受付最終日の12月15 日(火)は、午後 5 時 15 分必着です。
受験票の交付	受験資格を満たしている場合は、後日受験票を郵送します。 1月13日(水)までに到着しない場合は、お問い合わせください。

4 第１次試験合格発表

受験者全員に第１次試験の合否の結果を通知します。第１次試験に合格された方には、第２次試験の実施について通知します。

5 合格から採用まで

（1）採用時期は、令和9年４月１日を予定しています。

（2）採用後の身分及び待遇等については、お問い合わせください。

6 給与

（1）給与は、庄内町一般職の職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。

（2）基準となる現行初任給（令和８年４月１日現在）

社会人行政　218,700円

上級行政　234,900円

初級行政　202,000円

※学歴・経歴等により、異なります。

7 その他

（1）後日送付される受験票は、受験の際に忘れずにお持ちください。

（2）試験当日は、受付時刻までに余裕をもっておいでください。試験開始以後に来場された方は原則として受験できません。

（3）受験の際は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を持参ください。解答用紙への記入は、全てHBの鉛筆を使用することになります。シャープペンシルの使用は不可とします。

（4）試験結果についてのお問い合わせには応じることができません。ただし、受験者本人に限り試験結果の情報を開示いたします。本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等）をお持ちください。

なお、開示請求可能期間は、第１次試験、第２次試験のそれぞれの合格発表の日から1か月間です。